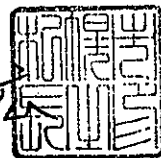


札幌市宅地防災工事資金貸付規則の一部を改正する等の規則を次のように
制定する。

令和5年5月25日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第33号

札幌市宅地防災工事資金貸付規則の一部を改正する等の規則

(札幌市宅地防災工事資金貸付規則の一部改正)

第1条 札幌市宅地防災工事資金貸付規則(昭和44年規則第37号)の一部
を次のように改正する。

- (1) 第1条中「宅地災害」を「宅地における災害」に、「擁壁、排水施設又は
地滑り抑止ぐい等」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律
第191号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する擁壁等(次条
第2号において「擁壁等」という。)」に改める。
- (2) 第2条第1号中「^{がけ}崖崩れ」を「崖崩れ」に改め、同条第2号から第4号
までを削り、同条第5号中「擁壁、排水施設、地滑り抑止ぐい等」を「擁
壁等」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「ため」を「ために」に、「1
団」を「、1団」に改め、同号を同条第2号とする。
- (3) 第3条中「ことの」を「ことが」に、「に定める資格を有する」を「の規
定による」に改め、同条第1号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第
191号)第16条第2項」を「法第22条第2項」に、「若しくは第17
条第1項」を「又は法第23条第1項」に、「勧告等に」を「当該勧告等に」
に改め、「又は市長が災害の生ずるおそれがあると認める宅地について宅地
防災工事を行う者」を削り、同条第2号中「勧告等に係る宅地の共用施設
の宅地防災工事を行うもので、当該」を削り、「又は土地区画整理法(昭和
29年法律第119号)に基づく土地区画整理組合で、当該」を「で当該」
に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

様式 2

工 事 計 画 書

※ 受付	年 月 日		※ 申込年度 及び受理番号	年度 第 号		
申請人 及び 場所	ふりがな			現住所	電話	
	氏 名					
	施行場所					
工事の 内容及び 借入希望 金額	工事の種目	工事の内容		工事費	融 資 率	借入希望金額
	擁 壁	構造	平均高 延長 m m	円	/	/
	崖面崩壊 防止施設	種類	平均高 延長 m m	円		
	整 地	盛土	切土 m ³ m ³	円		
	崖面の 保護方法	種類	面積 m ²	円		
	排水施設	構造	円径 延長 mm m	円		
	地滑り抑止 ぐい等	種類	面積 本数 m ² 本	円		
	その他の 措 置			円		
総 工 事 費				円		
※ 工事 費 算 定 欄	工事の種目	工事の内容		工事費	融資査定額	審 査 員
	擁 壁	構造	平均高 延長 m m	円	/	/
	崖面崩壊 防止施設	種類	平均高 延長 m m	円		
	整 地	盛土	切土 m ³ m ³	円		
	崖面の 保護方法	種類	面積 m ²	円		
	排水施設	構造	円径 延長 mm m	円		
	地滑り抑止 ぐい等	種類	面積 本数 m ² 本	円		
	その他の 措 置			円		
融 資 対 象 総 工 事 費				円		
工 期	着工予定年月日	年 月 日	勸 告 改善命令	年 月 日		
	しゅん工予定年月日	年 月 日		第 号		

注 ※の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(札幌市宅地造成等規制法施行細則の廃止)

第2条 札幌市宅地造成等規制法施行細則(昭和47年規則第33号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「令和4年改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。)第16条第2項の規定(令和4年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)に基づく勧告若しくは旧法第17条第1項若しくは第2項の規定(令和4年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)に基づく改善命令(以下「勧告等」という。)を受けた者又は当該受けた者を構成員とする団体が行う当該勧告等に係る第1条の規定による改正前の札幌市宅地防災工事資金貸付規則第1条に規定する宅地防災工事に要する資金の貸付けについては、この規則の施行後も、なお従前の例による。